

《健康支援課》

1 医事・薬事について

(1) 献血事業

【根拠法令：安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律】

少子高齢社会が進展し、輸血を必要とする世代（高齢層）が増加する一方で、献血する世代（若年層）が減少する状況の中、血液製剤の安全性を確保しながら、血液を安定的に確保することはますます困難な状況になってきている。

また、安全な血液製剤の確保等に関する法律が、平成14年に成立し、国、地方公共団体の責務が明文化された。

今年度も、各市町及び献血推進員と連携して、新規献血者、特に、若年献血者の開拓に重点をおいて、7月の「街頭献血キャンペーン」等を実施するとともに、献血目標（管内3,937人）の達成に向けて努力していく。

また、17年度から月に一度、献血日（未来中心：月末の日曜日）を固定して献血を実施したところ献血の確保が順調に推移していることを踏まえ、将来、固定施設が設置される体制整備に努める。

(2) 医事事業

【根拠法令：医療法】

昨今の医療事故の多発、情報公開等を踏まえ、病院・診療所等の医療関係施設について、施設・設備及び人員に係る基準の遵守に重点をおき、効率的（年度計画策定）な立入検査を行う。

昨年度は、診療所における医療法等の違反事例も発生した為、今年度は特に診療所の立入検査の方法などを整備して行く。

また、個人情報保護法に留意しながら、医療関係業務従事者に関する各種免許事務を適切かつ効率的に行う。

（医療監視方針）病院：管内全病院、有床診療所：1 / 3 対象、
療養病床診療所：1 / 2 対象、一般診療所 1 / 5 対象、
歯科診療所：1 / 5 対象

(3) 薬事事業

【根拠法令：薬事法・薬剤師法・麻薬及び向精神薬取締法・毒物及び劇物取締法】

医薬品が患者に対して安全に適正使用されるよう、医薬品の流通及び卸売販売業や薬局等の販売施設において、管理者による実地管理の徹底、譲渡・譲受の際の手続き等について監視指導する。

特に、17年4月の薬事法改正を受け、法の周知・法の遵守に重点をおいた指導を

実施する。

また、10月の「薬と健康の週間」などにおいて薬剤師会と連携して正しい薬の知識普及啓発を行う。

なお、平成17年度、届出を要しない業務取扱者の毒物劇物による事件が発生したが、これに関連してアンケート調査を実施したところ、届出を要しない業務取扱者で毒物劇物を100種類以上取扱っている施設（学校等）があった。これを契機に届出業務取扱者（施設）の監視指導を実施する。

（４）覚せい剤等乱用防止推進事業

【根拠法令：覚せい剤取締法】

近年の覚せい剤を中心とした薬物乱用を未然に防止するため、鳥取県薬物乱用防止指導員中部地区協議会の充実を図る。特に、今年度から同指導員の講師育成を図る。また、他機関と連携して効果的な啓発を行う。

（５）医療安全相談事業

平成15年8月に医療相談支援センターが設置され、各保健所に相談窓口が開設された。

医療の安全と信頼を高めるため、引き続き医療に関する患者の苦情や相談等について、関係機関とも連携を取りながら、公正・適切・タイムリーに対応する。

（６）災害時医療救護事業

18年度早々に、災害時に迅速な医療救護活動を行うためのマニュアルを策定し、関係機関へ同マニュアルを送付し、周知する。

（７）新医師臨床研修の受け入れ整備

平成16年度から導入された新たな医師臨床研修制度における保健所研修受け入れ整備を行う。特に、18年度から研修医が配置される予定であり、研修プログラム等具体的受け入れ体制を早急に整備する。

（８）中部保健医療圏地域保健医療計画の推進

【根拠法令：医療法】

「鳥取県中部保健医療圏地域保健医療計画」(平成4年度策定、平成14年度見直し)の推進を図るため、地域保健医療協議会を設置している。

本協議会は地域保健医療計画の推進等に係る全般的な事項等を協議する全体会議と、専門的な事項及びその他必要な事項を協議する専門部会（健康づくり部会、へき地・救急医療部会、医療提供部会）で構成している。

平成18年度は、圏域における今後の中長期的に取り組むべき医療機関の機能分担や脳卒中、リハビリテーション等主要事業毎の連携体制について医療提供部会において検討する。

2 感染症・疾病対策について

(1) 原爆被爆者支援事業

【根拠法令：原子爆弾被爆者援護法】

原爆被爆者については、被爆者の高齢化に伴う保健、医療、福祉にわたる総合的な援護対策を引続き推進するため、各種手当や医療の給付、保健福祉事業、原爆被爆者協議会への支援等の施策を行う。

- ア 健康診断の実施
- イ 各種手当の認定及び支給
- ウ 介護保険等利用料に対する助成
- エ 被爆二世健康診断の実施
- オ 健康相談の実施

(2) 感染症対策推進事業

【根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法】

新型インフルエンザやSARSなどの新興感染症の発生時、あるいはインフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症の集団発生時における健康危機管理体制を平時から整えるとともに、感染症患者に適切な医療を提供する。

ア 感染症の予防及び二次感染防止について

平成17年度に作成した「社会福祉施設等のための感染症予防の手引き」の活用を推進し、各社会福祉施設等の感染症対策（集団発生の予防と拡大防止など）の充実を図る。

また、社会福祉施設の管理者等を対象とした研修会の実施（2回）、施設種類別の研修会を実施する。

イ 感染症発生時の対応訓練（患者移送訓練含む）の実施と他機関との連携に努める。

ウ 感染症発生動向調査について

- (ア) 感染症発生動向調査、報告の徹底
- (イ) 情報の還元

流行感染症の注意喚起を福祉保健局のホームページで適宜行う。

(3) エイズ・性感染症予防対策事業

【根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

性感染症（H I Vを含む）に関する正しい知識の普及啓発を図り、患者に適切な医療を提供する。

H I V検査は、利用者の利便を図るため平日の検査にも迅速検査を導入する。検査日程については、下記のとおり。

種 類	検査日および時間	備 考
平日検査	毎月第1水曜日 受付：午後1時30分から3時	予約不要
休日検査	6、8、10、12月の第3日曜日 受付：午後1時から3時40分	予約必要

(4) ハンセン病支援事業

【根拠法令：ハンセン病入所者等に対する補償金の支給等に関する法律】

ハンセン病に対する偏見をなくすため、正しい知識の普及啓発を行う。

- ア 療養所訪問事業の実施（県民交流事業）
- イ 普及啓発事業

(5) 結核予防対策事業

【根拠法令：結核予防法】

結核についての正しい知識の普及啓発を図り、結核の発病予防、早期発見を図る。また、結核の現状を捉え、ハイリスク集団である高齢者に重点をおいた予防対策を行うとともに、結核患者の服薬支援を適切かつ確実にいき、管理検診・接触者検診を含め患者管理を徹底する。

ア 高齢者に対する結核予防総合事業

高齢者施設職員に対し「結核の早期発見・療養（服薬支援）」をテーマに研修会（服薬支援の研修会と合同で1回）を開く。

イ 結核医療従事者研修会

高齢結核患者や糖尿病合併患者が多発している状況であり、「結核患者の早期見・早期治療」を目的とした医療従事者研修会（1回）を開く。

ウ 結核医療公費負担事務（結核診査協議会を含む）

適切な公費負担事務を行う。

エ 服薬支援事業（D O T S 事業）

在宅で療養する結核患者の服薬を支援することにより治療の中断・多剤耐性結核の発生を防ぎ、治療成功率の向上をめざす。また、高齢者施設等職員に服薬支援（D O T S）について理解し協力していただくための研修会（1回）を実施する。

なお、訪問服薬支援については、訪問看護ステーションへの業務委託を積極的に活用する。

オ 患者管理

服薬支援、管理検診及び接触者検診を計画的に実施し、管理を徹底して結核のまん延を阻止する。

カ コホート検討会

結核対策の充実をめざし、服薬支援の評価・見直しのためのコホート検討会（圏域・県合同）を開催する。

（６）難病患者支援事業

【根拠法令等：公衆衛生局長通知、保健医療局長通知、児童福祉法】

難病に対する調査研究の推進、医療施設等の整備、医療費の自己負担の軽減、地域における保健医療福祉の充実、生活の質の向上を目指した福祉施策の推進を図る。

ア 特定疾患治療研究事業

原因が不明であり治療方法が確立していない、いわゆる難病に対して、治療方法についての研究を促進するとともに、患者の医療費の負担を軽減するための特定疾患医療給付事務を行う。手続事務は速やかに遂行し、受給者の不安の軽減に努める。

イ 小児慢性特定疾患治療研究事業

慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、治療に関する医療の給付を行う。

ウ 難病患者地域支援対策推進事業

難病は病気の特異性から患者の抱える問題は複雑、多様であるため、個別の患者の支援及び患者グループ支援を行い、安定した療養生活の確保と難病患者の生活の質の向上を図る。

（ア）医療相談会

開催回数：年２回

在宅療養生活の質向上を目的に、療養生活の工夫や体験談を中心とした講演会を実施する。

（イ）訪問相談事業

難病の中でも特に医療依存度が高く、確実に進行する疾患の特性を持ち、困難な療養生活を強いられるALS患者・家族を中心に、その他医療相談に参加できない要支援難病患者、家族が抱える日常生活及び療養上の悩みについて、保健師等の訪問により支援を行う。

（ウ）神経難病等在宅支援連絡会

在宅療養中の神経難病（ALS患者）等の在宅療養の質向上に努め、患者

家族の負担軽減を図るとともに、支援関係者の資質向上をはかるため連絡会、研修会を実施する。

また、難病患者在宅療養支援のためにヘルパー等家族以外のものが痰等の吸引を行うための「吸引研修」をサポートする。

(工) 在宅療養支援計画策定・評価事業

在宅療養者の保健・医療・福祉にわたる各種サービスの効果的な提供を行うための計画策定・評価を行う。(必要時)

(オ) 訪問診療事業

寝たきり等で通院が困難な患者や、未治療の患者等に対し、医師・理学療法士等の訪問診療班が訪問し、療養生活の支援を行う。(必要時)

3 健康増進事業について

(1) 健康とっとり推進事業

【根拠法令：健康増進法】

生涯を通じた健康づくりの指標である「健康とっとり計画」の推進を図り、生活習慣病を予防する。

ア 糖尿病予防事業

生活習慣に起因する糖尿病を予防し、また重症化を予防するための体制を整備する。

ア 糖尿病予防教育スタッフ養成講座の開催(年3回)

イ 医療機関と市町の連携による糖尿病栄養指導の推進

ウ 職域保健と地域保健の連携推進

イ 公共施設等禁煙・分煙推進事業

受動喫煙防止対策を普及啓発すると共に、禁煙や分煙に取り組んでいる施設を認定し、広く紹介することで受動喫煙防止対策の普及啓発と県民の安全で快適な生活環境を実現する。

本年度は管内小中学校を重点に普及啓発する。

ウ 職域や他団体との連携による生活習慣病の予防

職域における健康づくりを推進するため、内臓肥満症候群予防、喫煙問題等の健康情報を、商工会を通じて各事業所に提供する。また、要望のあった事業所に対し出前健康教育を実施する。

(2) 栄養改善事業

【根拠法令：健康増進法】

栄養改善業務指針に基づき、地域における栄養改善業務の推進を図るため、市町で実施される栄養相談、地区組織の育成、人材の育成・活用の支援及び、広域的又は専

門的栄養指導等を行う。また、特定給食施設の栄養管理指導及び栄養関連企業等への指導も行う。

ア 栄養改善業務機能強化事業

(ア) 個別巡回指導

特定給食施設で栄養士のいない施設を重点的に巡回し、食事摂取基準(2005年版)等に基づき栄養管理指導を実施する。

新(イ) 給食施設連絡会(年1回)

給食施設における栄養管理業務の円滑な推進を図るため、給食担当者連絡会を開催する。

イ 専門的栄養指導

難病医療相談会において、個別栄養相談を実施する。(年2回)

また、必要に応じて専門的技術を要する者に対し訪問指導を実施する。

ウ 「ちょっと気にしてあなたの食事」事業

(ア) 食育支援事業

管内の食育事業取組状況をまとめ、今後の推進方策を検討する。

(イ) 食環境整備事業

外食栄養成分表示の普及啓発を図り、表示店舗を拡充する。

エ 管内行政栄養士業務検討会

市町の栄養施策の企画、立案、評価のための検討会を開催する。(年3回)

オ 地区組織活動に対する支援

倉吉支部食生活改善推進員連絡協議会員に対し教育研修を実施し、地域活動に対する助言を行う。(年2回)

(3) 歯科保健事業

【根拠法令：健康増進法・地域保健法】

鳥取県8020運動の目標達成に向けて、県民への普及啓発及び各ライフステージに応じた推進方策を検討し、効果的な歯科保健対策の推進を図る。

ア 地域歯科保健推進協議会

中部地域において、8020運動の目的達成を目指して歯科保健施策を総合的かつ効果的に推進する。(1回)

イ 地域歯科保健関係者研修会

地域歯科保健の基盤となる人材育成のため、歯科衛生士、保健師、養護教諭、保育士、栄養士等歯科保健関係者を対象に第一大臼歯の虫歯予防、高齢期の口腔機能向上をテーマとして開催する。(2回)

ウ 障害者等歯科対策推進事業

障害者及び難病患者に対して、家庭や小規模作業所において歯科健康診査及び口腔衛生指導を行い、受診行動につながるための体制を検討すると共に歯磨き習慣の定着を図る。(年15回)

エ 職域歯科保健教育事業

職場に出向いて歯周病スクリーニングテスト(唾液中潜血を検知)と健康教育を実施し、歯周病予防に対する啓発を行う。

オ 親子のよい歯のコンクール事業

よい歯の親子を表彰し、8020運動の普及啓発を図る。

4 母子保健事業について

【根拠法令：母子保健法】

(1) 乳幼児すこやか発達相談事業(発達クリニック)

市町で行われる乳幼児健診で発達の遅れが疑われる乳幼児に対して、脳神経小児科医による健康診査や育児支援を行うと共に、必要に応じ関係機関と連携をとりながら、健全な発達を促す。

(2) すくすく子育て健康支援事業

発達クリニックを受診した発達の遅れが疑われる児を養育する保護者に対し、専門員が相談に応じると共に、保護者同士の情報交換、交流をとおして育児不安の軽減を図る。(年3回)

(3) 未熟児家庭訪問事業

出生体重2,500g未満の低出生体重児とその保護者に対して、保健師が家庭訪問し子育て支援を行う。(25件程度)

(4) 女性の健康づくり支援事業

女性とそのライフサークルに応じて健康管理ができるよう、保健師による面接・電話相談を実施する。

(5) 母子保健実務担当者会議

管内の母子保健実務担当者(保健師・栄養士・歯科衛生士等)が、母子保健の現状や課題を共有し具体的推進方策について協議する。(年2回)

(6) 不妊治療費等支援事業

不妊治療のうち体外受精及び顕微授精に要する経費の一部を助成（上限 20 万円 / 年度）することにより、その経済的負担の軽減を図る。

(7) 医療給付

養育医療（母子保健法）

未熟児は生理的に未熟なため疾病にかかりやすく死亡率も高い。また、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。このため医療を必要とする未熟児に対し、養育医療給付を行う。

自立支援医療(育成医療)（障害者自立支援法）

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すとみられる疾患がある児童で、治療によって確実なる効果が期待できるものに対して育成医療給付を行う。

5 老人保健事業、介護予防事業について

【根拠法令：老人保健法、介護保険法】

(1) 老人保健実務担当者会議

管内の老人保健実務担当者が、老人保健の現状や課題を共有し具体的推進方策について協議する。（年 1 回）

(2) 地域リハビリテーション事業の推進

高齢者の在宅生活の継続と、生活機能の向上、自立支援を重視した地域リハビリテーションサービスを提供する体制を整備する。

ア 生活リハビリ実践検討会の開催（年 2 回）

構成員：地域リハビリ支援センター、介護支援専門員、地域包括支援センター職員等

内 容：生活リハビリの視点を取り入れたケアマネジメントとサービス提供体制を検討する。

イ 中部圏域地域リハビリテーション支援センターの活動の支援

中部圏域地域リハビリテーション支援センター（平成 16 年 12 月 9 日指定）の活動計画、評価に参画すると共に、地域リハビリテーション支援センターの PR および管内情報の提供を行う。

(3) 認知症対策の推進

認知症高齢者の地域支援体制を整備し、認知症にやさしい地域づくりを推進する。

ア 認知症高齢者のケア推進に関する意見交換会（年 2 回）

構成員：医師、地域包括支援センター職員、認知症高齢者をかかえる家族、介護支援専門員、市町保健師

内 容：かかりつけ医と地域包括支援センターを中心とした認知症高齢者支援体制の整備。

イ 認知症ケア従事者研修会（年3回）

対象者：行政関係者、認知症ケアに携わる専門職

内 容：質の高い適切なケア技術の修得と認知症の正しい理解

ウ 住民への普及啓発

認知症について正しく理解し、お互いに支え合うことができるよう出前健康講座等で啓発していく。

エ 認知症を抱える家族の会の支援

中部地区家族の会へ参加し、認知症者の支援体制に対する要望等情報交換等行う。また、関係機関に対し家族会のPRを行う。

新 6 元気な若者の自立支援事業について

中部地域の20歳未満の人口妊娠中絶件数や性器クラミジア感染症が急増し、若者の安易な性行動に伴う健康問題への対応が急務である。

そこで地域で思春期の子供たちに様々な取り組みを行っている団体・グループ等共に、「心身ともに元気な若者を育てる協働」の仕組みをつくり、若者が自分も他の人も大切にして、元気に社会参加できる地域づくりを目指す。今年度は、以下の項目を実施する。

（ア）若者サポートチームの設置、意見交換会の開催（年4回）

（イ）若者サポート研修会（サポートチーム研修：2回、一般研修：1回）

（ウ）若者との意見交換会（年1回）

（エ）若者「心と体の相談窓口」の局内設置（専用電話・メール）